

# 労働基準広報 2016 No.1888

## 5/11

### CONTENTS

#### 特集 賞与を巡る諸問題Q & A 6

## 支給日在籍要件を定めていても 整理解雇などの場合は適用困難

ボーナスや一時金などとも呼ばれる賞与だが、使用者に対して法的に支払いが義務づけられたものではなく、支給の有無あるいは支給の基準などは就業規則などにおける規定の仕方次第だ。例えば、賞与の支給日に在籍していることを支給の条件とする「支給日在籍要件」を定めることも可能だが、この定めがある場合に支給日前の解雇があった場合、その解雇が会社都合のものであれば一定額の支払いが求められることもあるため注意が必要となる。

(編集部)

#### ●トピックⅠ／厚労省が「かたく」機能を 全国展開 20

本省かたく設置し全局に担当官配置  
重点監督対象は倍増の2万事業場に

(編集部)

#### ●転ばぬ先の労働法(紛争予防の誌上ゼミ) 25 第30講 ロールプレイによる研修の必要性

真に求められる研修とは受講者の  
「想像力」と「創造力」を鍛えるもの

(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

#### ●トピックⅡ／改正雇用保険法等が成立 34

65歳以降の新規雇用者も雇用保険を適用  
介護休業は3回まで分割取得が可能に

(編集部)

#### ●NEWS 1

(厚労省・長時間労働疑われる事業場の監督結果)違法残業事業場の6割が月100時間超え／(厚労省・地方創生人材育成事業)地域の工夫による職業訓練事業に9県を決定／(26年度・職業紹介事業の状況)常用求人数は前年度比25.0%増の約512万件／ほか

#### ●レポート／第6回「日本でいちばん大切に したい会社」大賞 表彰式 31

日本各地に大切にしたい会社増えれば  
地域の疲弊など様々な問題が解決する

(編集部)

●連載 労働スクランブル<sup>®</sup> (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 平成27年度能力開発基本調査結果① ～企業調査、事業所調査～ — 42 ●わたしの監督雑感 福岡・直方労働基準監督署長 小野裕己 — 54 ●労務相談室だより — 56

#### 労務相談室

#### 回答者

社会保険 [70歳になる月に入社する者] 入社月の厚生年金保険料は	48	特定社労士・大槻智之
労務一般 [社内預金の利率を下げたい] 労組は反対しているが	50	弁護士・前嶋義大
賃金関係 [通学定期券所有する高校生のアルバイト] 交通費支給しなくてよいか	52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内